

大阪狭山市まちづくり円卓会議運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちづくり円卓会議（大阪狭山市まちづくり円卓会議条例（平成25年大阪狭山市条例第3号。以下「条例」という。）の規定に基づき設立された組織をいう。以下「円卓会議」という。）の運営に要する経費に対し、条例第10条第1項の規定に基づく財政的な支援として、大阪狭山市まちづくり円卓会議運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(予算の提案)

第2条 円卓会議は、当該地域のまちづくりに関し検討協議を行い、当該まちづくりに必要な予算を市に対し提案することができる。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額とする。ただし、300,000円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする円卓会議の代表者（以下「申請者」という。）は、大阪狭山市まちづくり円卓会議運営費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、大阪狭山市まちづくり円卓会議運営費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）

は、当該年度の事業が完了したときは、速やかに大阪狭山市まちづくり円卓会議運営費補助金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（概算払）

第8条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第6条の規定により交付決定した額の範囲内で概算払により補助金を交付することができる。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請等不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分			補助対象経費
報	償	費	講師謝礼等
旅		費	研修会参加等の交通費
需	用	費	消耗品等
役	務	費	郵便料、通信費等
食	糧	費	会議のお茶代等必要最小限のもの
使	用	料	会議室使用料等
そ	の	他	市長が適当と認めるもの

様式第 1 号（第 5 条関係）

大阪狭山市まちづくり円卓会議運営費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）大阪狭山市長

代表者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

年度大阪狭山市まちづくり円卓会議運営費補助金を受けたいので、大阪狭山市まちづくり円卓会議運営費補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

円卓会議名称		
申請金額	円	
振込みを希望する金融機関	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	
	口座番号	
	（フリガナ）	
	口座名義人	

大阪狭山市まちづくり円卓会議運営費補助金交付決定通知書

大狭 第 号
年 月 日

様

大阪狭山市長 

年 月 日付け申請のあった大阪狭山市まちづくり円卓会議運営費補助金の交付について、大阪狭山市まちづくり円卓会議運営費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

交 付 申 請 額	金	円
交 付 決 定 額	金	円

様式第3号（第7条関係）

大阪狭山市まちづくり円卓会議運営費補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）大阪狭山市長

代表者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付けで交付決定のあった大阪狭山市まちづくり円卓会議運営費補助金について、大阪狭山市まちづくり円卓会議運営費補助金交付要綱第7条の規定により提出します。

記

円 卓 会 議 名 称	
補 助 金 交 付 決 定 額	円
実 績 額	円
差 引 額	円
添 付 書 類	